

「長野市障害者基本計画」 意見・提案の概要と市の考え方

資料1

■「対応区分」の意義

- 【1 追加修正】 意見等により、計画案を修正・追加する
- 【2 既に反映済み】 計画案に盛り込まれているため、計画案を修正しない
- 【3 今後参考】 計画案は修正せず、今後の取組みにおいて検討又は参考とする
- 【4 実施困難】 検討の結果、実施は困難であり、計画案に反映しない
- 【5 その他】 その他(上記のいずれにも該当しないもの)

整理番号	素案頁	意見・提案内容の概要	市の考え方	対応区分
冒頭 計画の概要・障害者の状況 について				
1	13	「長野市の障害者の状況」に発達障害者についての状況が記載されていないが、なぜでしょうか。	「発達障害者支援法」において、発達障害の定義とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされています。自閉症の発症率については、千人対1～2人程度と考えられていましたが、知的障害を伴わない高機能自閉症の概念等が普及するにつれ、発症率がさらに高くなることが想定されてきています。また、学習障害、注意欠陥多動性障害等については、平成13年度に文部科学省が実施した実態調査によれば、6.3%といった結果が出されています。しかし、発達障害(児)者数については、成人期までを含めた調査資料がないことから、正確な人数の把握はできていないのが現状ですが、今後発達障害者の把握について、研究していきます。	3 今後参考
2	16	精神障害者の人数は、手帳所持者の数とは大きく異なる。精神障害者とは、精神保健福祉手帳を所持することによって障害者と認定されるわけではない。手帳所持者から人数を推測することは困難であり、表現方法を「～手帳所持者から把握した精神障害者数～」を「国の障害者白書なり長野県の統計に基づいた推定数」に改めるとより実数に近くなると思われる。市のこのような表現は誤解を招くのではないのでしょうか。	障害者基本法で「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者と定義しています。三障害の定義は、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律でそれぞれ定義されていますが、手帳を所持することだけが障害者の要件となっているわけではありません。特に精神障害者については、ご指摘のとおり手帳を所持していない方も多くいると推測されます。そこで、本計画の本編では、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の所持者数と精神障害者通院医療費公費負担の通院者数を掲載していますが、公費負担の通院者数が、より実数に近いと考えられるためP16の冒頭の文言を「市内の精神障害者通院医療費公費負担の通院者数から把握した精神障害者数は、平成22年3月31日現在5,289人で、長野市の総人口の1.36%を占めています」に修正します。	1 追加修正
3	16	本編では、市内の精神障害者保健福祉手帳の所持者から把握した精神障害者数は、平成22年3月31日現在1,891人で長野市の総人口の0.49%を占めているとなっているが、手帳を持っていない精神障害者もいる事を踏まえた数字の記載をお願いしたい。		1 追加修正

整理 番号	素案 頁	意見・提案内容の概要	市の考え方	対応区分
第1章 権利・理解の促進について				
4	27	千曲市・須坂市でそれぞれ「ふれあいまつり」を開催しているが、場所・規模・販売効果・集客能力等で中心の長野市篠ノ井の南長野運動公園での共催実施の検討をお願いしたい。	ふれあいまつりは、障害者交流活動を推進し、地域との交流を広げ、地域における障害者理解、社会参加の促進に寄与する事業で毎年開催しており、開催日時・開催場所等については「ふれあいまつり運営委員会」で決定しています。今後、運営委員会において検討していきます。	3 今後参考
5	27	障害児と健常者が一緒に楽しめる屋内施設を希望します。	市では、市南部に長野市障害者施設ハーモニー桃の郷、北部には長野障害者総合施設いつわ苑があり、それぞれの地域で、市民が身近に利用できるよう開放を行っており、地域交流を通じて障害児と健常者との交流を図っており、今後さらに周知・徹底を行っていきます。	2 既に反映済み
6	27	障害の理解を深める講座の告知を行ってほしい。	計画では、毎年12月3日から12月9日までの障害者週間に併せ広報ながので障害者への理解促進の啓発活動を行ったり、障害者への理解を深める講座を開催しています。今後とも講座の開催等については、広報ながのに掲載するなど告知に努めていきます。	2 既に反映済み

整理 番号	素案 頁	意見・提案内容の概要	市の考え方	対応区分
第2章 相談・福祉サービスの充実について				
7	32	<p>地域・社会参加にブレーキがかかる要因として、障害のため地域構成員の責務に耐えられず、不安で萎縮し、病状悪化へ追い込まれることがあります。改善策として・・・</p> <p>①住民自治組織の中で、組長さんや隣組にお願いし、「(仮称)あんしんメイト」「(仮称)くらしのパートナー」という障害者が相談できる体勢を作り、育成し実績に応じて支援をすると定着につながる。</p> <p>②当事者も回覧板の読み取りや会議参加まで自分の状況をSOSに出す訓練をする必要がある。</p> <p>③「身近に相談できる体勢作り」として、物理的にも精神的にもより身近な体勢作りが必要。</p> <p>このようなベースがあると、余暇活動参加が進み、当事者の孤立を予防できると考える。</p>	<p>障害者の相談に応じるためには、障害特性に応じた専門知識や対応が必要とされているため、誰でも相談に応じられる訳ではありません。現在、障害者の地域での相談先としては、相談支援専門員、民生・児童委員、心身障害者相談員など様々な相談先がありますが、障害当事者のアンケートでは、困ったときの相談体制について満足している当事者の割合は32%と低く、障害者が近所で気軽に相談できる場としては、なかなか定着していないのが現状です。今後は、既存の相談先の有効活用を図るとともに、ご提案いただいた「(仮称)あんしんメイト」や「(仮称)くらしのパートナー」の取組みについても、必要性等を見極めて関係各課と協議し、各地区の住民自治協議会とも連携して研究していきたいと考えています。今後とも障害者の相談体制の一層の充実を図り、障害者の社会参加を促進していきます。</p>	3 今後参考
8	34	<p>障害者相談支援体制は、相談支援専門員による様々な相談に対応していると言うが、不十分である。特に地域外の施設に依存している障害者・保護者には情報の伝達もない。</p>	<p>障害者相談支援については、障害福祉課ケースワーカー及び長野市が委託している8ヶ所の相談支援事業所の相談支援専門員により様々な相談に対応するとともに、市内各地域の機関・団体(支所、学校、住民自治協議会、区長会、民生児童委員協議会等)を巡回訪問し、相談支援に関する周知を図り、地域の状況等を確認しています。今後も継続し、地域の状況を把握していきたいと考えています。また、障害者自立支援法の改正に伴い、相談支援体制強化のため、中心となる総合的な相談支援センター(基幹相談支援センター)の設置が盛り込まれており、今後、国から基本的な考え方が示される予定であります。市といたしましても国の動向に注視し、設置に向けて万全を期し、相談支援体制の充実を図っていきます。</p>	3 今後参考
9	34	<p>市は、障害者福祉支援センターを設置して「障害者福祉支援推進員」を常駐させ市内に在住の障害者の生活状況を調査・把握して定期的に担当地域内を巡回指導すべきではないのか。市はもっと手厚い相談支援体制を実施する必要がある。</p>	<p>市は、障害者福祉支援センターを設置して「障害者福祉支援推進員」を常駐させ市内に在住の障害者の生活状況を調査・把握して定期的に担当地域内を巡回指導すべきではないのか。市はもっと手厚い相談支援体制を実施する必要がある。</p>	3 今後参考

整理 番号	素案 頁	意見・提案内容の概要	市の考え方	対応区分
10	35	<p>「(新) ピア・サポートセンター事業」について 今後期待される事業だと思えます。障害のある人が将来の暮らし方・生き方を考える時、同じ障害を持つ仲間や先輩からの情報提供やアドバイスは大変参考になり、心強いものだと思う。ピア・サポートセンターには、制度やサービスのことはもちろんだが、それ以上に、当事者でなければわからない生活上の工夫などについての情報も集められていたら、とても意味あることだと思う。</p>	<p>障害のある方が、同じ悩みや障害のある仲間の相談にのり、悩みや障害をその人自身で克服できるように援助するピア・カウンセラーの養成は、今後、障害者の自立を推進する上で、必要不可欠であり、そのピア・カウンセラーを配置するピア・サポートセンターを設置することが重要と考え、計画では新規事業として位置付けています。 今後、長野市障害ふくしネット等でサポートセンターの役割や機能について検討を重ね、よりよいピア・サポートセンターの設置を目指します。</p>	3 今後参考
11	41	<p>「(新) 居宅介護緊急時対応事業」について これは利用者にとって長年待ち望んでいたことです。特に、失禁が心配で思うような活動ができなかったり、食事の量を減らすなど人知れず悩んでいた人は大勢いると思われるので、遠慮なく緊急コールができるようになれば、重度の障害のある人がようやく大きな壁を越えて自立できると思う。</p>	<p>居宅介護緊急時対応事業は、障害当事者アンケートや障害当事者団体でのヒアリングからのご意見の中で、強く要望されていた事業であるため、計画では新規事業として位置付けています。 今後、長野市障害ふくしネット等で各事業所のネットワーク化や緊急時の該当要件等の検討を重ね、障害者が安心して生活できるよう支援していきます。また、国においても緊急時の体制整備についての支援を検討していますので、今後の国の動向にも注視をし、計画に反映していきたいと考えています。</p>	3 今後参考
12	41	<p>介護者が何かあったとき障害者を緊急で預かる所が少なすぎる。</p>	<p>計画では、障害者を緊急時に預かる「緊急時ショートステイ」を新規事業として位置付けています。今後、長野市障害ふくしネット等で、緊急時の判断基準等の検討をし、介護者の負担軽減を図っていきます。また、国においても緊急時の体制整備についての支援を検討していますので、今後の国の動向にも注視をし、計画に反映していきたいと考えています。</p>	3 今後参考

整理番号	素案頁	意見・提案内容の概要	市の考え方	対応区分
第3章 暮らしの充実について				
13	54	「(新)フロアホッケー競技の推進」について スペシャルオリンピックス開催地としての責任という位置付けがあるものの、国際及び国内を含め、障害スポーツには多様な障害を持つ人々のために多様にあるため、知的障害者のフロアホッケーのみ事例で掲載するのではなく、パラリンピックの競技も含め、本市でこれから推進していくべき障害者のスポーツやレクリエーションメニューを掲げるべきではないか。	今回、計画で新規事業として「フロアホッケー競技の推進」を掲げているのは、スペシャルオリンピックスで長野県内に広まり、全国大会も第1回大会から第5回大会を長野市で開催されているフロアホッケー競技を障害の別なく広めることで、障害者スポーツを盛り上げていこうとしたものです。また、障害者スポーツについては、障害者スポーツ振興事業として、長野市障害者スポーツ協会の主催により、障害者スポーツの各種講習会を開催し、障害者の社会参加の促進を図っていますが、今後は障害者にアンケート調査をするなどし、講習会のメニューの充実や参加者の拡大に努めていきます。	3 今後参考
第4章 教育・育成の充実について				
14	56	障害児支援専門施設は、早期発見、早期支援の対応として、保健所、医療機関等とともに連携をし、「気になる段階」からの支援に向けていくことが、重要な役割だと考えられます。障害児支援の専門機関として、療育を進めていく中で、より身近に保育所等での支援が出来る体制を作っていくために、現状のデイサービス事業も含め、保健所と保育園、幼稚園の中間的役割として位置づけ、本編の「発達の気になる子どもの情報を、保育園や幼稚園、医療機関、相談機関等の関係機関へ的確に引き継ぎ～」の中に「障害児支援専門施設」を追加記載していただきたい。	市でも障害児支援施設は、保健所と保育園、幼稚園の中間的役割を担う施設と考えていますので、本編の「医療機関」の後に「障害児支援施設」を追加します。 「発達の気になる子どもの情報を、保育園や幼稚園、医療機関、 障害児支援施設 、相談機関等の関係機関へ的確に引き継ぎ～」	1 追加修正
15	57	5歳児検診の実施体制を築いていただきたい。幼児期の健診は親にとって支援の第一歩であり、発達障害(知的障害を伴わない)のケースは子育ての途中で告知されるため、受容も時間もかかり、親として子育てをしてきた期間を全否定されるように感じる時です。早期発見は受容のカギとなります。池田町・駒ヶ根市・東御市の実績もふまえ、ご検討をお願いします。	5歳児健診の有用性は十分に理解できますが、現在行っている各種乳幼児健診においても、年間約400回実施しており、このことに対応する医師の確保や保健師、発達相談員、保育士等の専門スタッフ及び会場の確保が、大変困難な状況にありますので、新たに5歳児健診を実施することは困難です。 現在、幼児健診で発達障害が疑われる場合は、経過観察や保護者に対する相談・助言を行う事業で対応するとともに、小児神経科医や言語聴覚士等の専門スタッフによる乳幼児発達健診や療育相談等を実施しています。さらに、保育園・幼稚園入園後に継続支援が必要な場合には、発達相談員等の専門スタッフが園を訪問し、必要に応じて乳幼児発達健診や医療機関への受診、あるいは児童デイサービス・障害児通園施設等を紹介するなどの対応をしています。また、入園後発達障害が疑われる場合は、保育家庭支援課が発達相談員による園訪問を実施し、必要に応じて専門機関を紹介するなど対応しています。	4 実施困難

整理 番号	素案 頁	意見・提案内容の概要	市の考え方	対応区分
16	65	<p>医療的ケアが必要な子どもの入園について 「医療的ケアが必要な子どもについては～環境を整える必要がある」という問題意識に対して、「受入れの調査・研究をする」だけという10年の方向性では消極的。全ての障害児を市立保育園に受け入れることは現実難しい問題だが、個々の子どもにあった対応を柔軟に取れる体制を築いて欲しい。また、同県松本市(旧波田町)では、医療的ケアが必要な子の保育園に看護師の加配の対応があり、市町村に格差が生じないよう、長野市でも積極的な受け入れができるよう計画に盛り込んでほしい。</p>	<p>保育園で医療的ケアが必要なお子さんを受け入れる場合の体制としましては、看護師の配置はもとより、お子さんの状態によっては観察の怠りがそのまま命の危険に繋がることもあり得るため、看護師を含む保育園全体の職員体制、主治医との連携、医療的ケアを実施する場所などの環境の整備など多岐にわたり考える必要があります。しかし、看護師の配置だけをとりましても国の補助がないことから、他市の状況も調査しながら、医療的ケアのお子さんを受け入れるための保育環境について研究し、今後の計画の見直しに反映していきます。</p>	3 今後参考
17	65	<p>医療的ケアが必要な子どもが適切な教育を受けることができないことの課題に対して、今後の施策の方向性で、「一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導」と触れるに留まっており、医療ケアが必要な児を一般の学校に受け入れる意思があるのか疑問を感じざるを得ない。教育的ニーズに応じたとは、医療ケアが必要な児は含まれていないと捉えるのか、現状認識に対する改善策には相応しくない文面だと考える。→「教育的ニーズ並びに医療的ニーズに応じた・・・」と改め、医療ケアが必要な児の受け入れ態勢を整えてほしい。また、医療的ニーズを整えてもらえば、教育的ニーズを満たす普通学校に通学できる子どもたちがいることを忘れずに、策定にあたってほしい。</p>	<p>医療的ケアが必要な子どもへの支援については「保護者の負担が大きくなっている」ことが課題となっていると認識しています。また、「医療的ニーズに応じた指導・支援」については、「教育的ニーズに応じた指導・支援」に含めて考えています。今後、長野市教育委員会として、医療的ケアが必要な子どもへの支援について、関係機関と検討していきます。</p>	3 今後参考
18	68	<p>発達障害を持つ児童生徒への支援は、その障害の多様性と個別性のため「教職員の支援の専門性」だけでは無理だと言われているが、学校教育において、教員体制としての「特別支援教育支援員事業」だけでなく、東京都港区の「学習支援員」制度などをモデルとして民間の支援システムについても導入を目指した研究をしてみてもどうか。</p>	<p>長野市では、臨床心理士等の資格がある巡回相談員による学校への巡回相談を始め、特別支援教育支援員への発達障害等に関する研修等を行っています。また、大学と連携し、大学生による「学習チューター」事業を実施しています。その中で、発達障害のある児童生徒への支援で成果を上げている学校もあります。今後、これらの事業の充実について検討をしていきます。また、発達障害のある児童生徒への民間の支援システムについては、現状の把握に努め、検討をしていきます。</p>	3 今後参考

整理番号	素案頁	意見・提案内容の概要	市の考え方	対応区分
第5章 就労・日中活動の充実について				
19	78	訓練施設の紹介など掲示板などで公表してほしい。	訓練施設の紹介については、通所施設の詳細な情報が分かる冊子「通所施設ガイドブック」を作成し、説明会を開催するなど周知を図っておりますが、今後も一層の周知・徹底を行ってまいります。	2 既に反映済み
第6章 ユニバーサルデザインのまちづくりについて				
20	85	車いす利用に配慮され、託児所や子どもが騒いでも良いガラス張りの観劇スペースやオムツ替えなどができる多目的スペースのある文化施設があればと思います。	市有施設の建設や改修については、障害当事者や介助者、支援者などの意見を取り入れてユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮し、整備してまいります。一方、民間の文化施設については、今後、関係機関に働きかけてまいります。	2 既に反映済み
21	93	「広報ながの」音声版について 現在広報ながのの点字版はありますが、印刷物で配布される情報の音声版も必要。その中で、カセットテープ、MD、CDのほか、新しい録音機に対応できるものを要望します。また、機器の購入のための補助やこの場所なら利用できるかと、携帯電話を利用して聞けるといった事も今後検討してほしい。	「広報ながの」は、市ホームページにも掲載しており、音声化ソフトにも対応していますので、現状にてご理解ください。なお、市では視覚障害者の方に対し、「日常生活用具給付等事業」でパソコンに対応する音声化ソフトウェア等の給付を行っていますので今後、視覚障害者の方に「日常生活用具給付等事業」の周知を図り、利用の促進に努めてまいります。	3 今後参考
22	93	「対面朗読」について 視覚障害者に対する対面朗読は、現在長野市立図書館で行っているが、利用箇所を増やしてほしい。図書置いてある場所(公民館・各センター等)通いやすい場所での対面朗読だと、さらに利用しやすくなる。	現在、対面朗読は、長野図書館障害者ライブラリーの利用者で、来館できる視覚障害者へのサービスとして行っています。対面朗読の利用箇所の拡大については、朗読者の確保やプライバシーを保持できる個室の確保が必要となり、早急の実施は難しいと思いますが、利用者からのご意見をお聞きし、関係機関とも協議し、検討してまいります。	3 今後参考
23	94	市から発行する公文書に関しては、代読専用のFAX、電話や視覚障害者からの電話に対応、弱視の方には拡大して対応するなど、情報提供の平等に努めてほしい。	視覚障害者の情報保障については、計画では「情報バリアフリー事業」として新規事業に位置付けていますので、今後、視覚障害者の方からのご意見や長野市障害ふくしネットでの検討を重ね、視覚障害者への情報保障に努めていきたいと考えています。	2 既に反映済み
24	94	市から配布される印刷物について音声版があるとよい。		2 既に反映済み

整理 番号	素案 頁	意見・提案内容の概要	市の考え方	対応区分
その他				
25		<p>発達障害者に対する家庭、行政、社会、職場、地域などでの支援体制は今後の大きな課題であるので、現状と10年間の取組みを計画へ盛り込んでほしい。</p>	<p>障害自立支援法の改正に伴い、発達障害者が自立支援法の対象となることを法律上明示される予定であることから、今後発達障害者も自立支援法のサービスをより受けやすくなると考えています。市としましても障害の別なく障害者への支援を引続き行っていきます。</p>	3 今後参考
26		<p>精神障害者同士の生活の中で、地域や社会の情報を得て社会との関わりを持つことは大変重要ですが、情報を得るために、インターネットの使用料や新聞の購読料が、障害者にとって大きな負担となっています。今後、手軽に情報を得られるよう使用料の割引等、ご検討をお願いしたい。</p>	<p>市としましても、広く市民に情報が行き渡るように、広報ながの、市ホームページでの情報発信を充実させることで、より情報入手しやすくしていきます。また現在、窓口で、配布している「長野市障害福祉サービスガイド」についても誰もが気軽に入手できる仕組み作りを行うとともに、障害者が分かりやすい情報提供を行っていきます。現在、NHKやJRなど公共性の高いものに関しては、障害手帳保持者に対して減免や割引を実施していますが、事業の実施主体は、民間の会社となります。NHKでは、身体・療育・精神の手帳保持者で世帯の収入等に応じて放送受信料の全額または半額免除を行っています。また、携帯電話各社も身体・療育・精神手帳保持者に対しての基本料金の割引を実施しています。インターネットの使用料の割引や新聞の購読料の割引に関しては、今後市民の皆様のご意見を聞きながら、必要があれば、関係会社へ市長会等を通じて要望していきたいと考えています。</p>	3 今後参考
27		<p>早期発見、早期療養や教育の充実と言われており、学校までの支援は充実していますが、卒業後の受け皿があまりにも少ない。</p>	<p>障害児の卒業後の受け皿の一つとなる就労訓練施設等ハード面の整備については、「第二期長野市障害福祉計画」により計画的に整備を図っています。今後は、当事者の皆様のご意見等を聞きながら障害児の卒業後の受け皿について、研究していきたいと考えています。</p>	3 今後参考
28		<p>介護者の負担が大きいもの、当事者にあった区分判定の見直しをお願いしたい。</p>	<p>区分判定の見直しに関しては、今後、制定される予定の「障がい者総合福祉法(仮称)」で見直しされることから、国の動向に注視し、市民の皆さんからの意見を参考に国へ要望していきたいと考えています。</p>	3 今後参考

整理番号	素案頁	意見・提案内容の概要	市の考え方	対応区分
29		グループホーム、ケアホーム入居者の介護者(親)の負担があまりにも厳しすぎます。	グループホーム・ケアホーム入居者の利用者負担については、市では、施設整備の補助金により、負担軽減を図っています。現在、国においても障害者自立支援法の改正の中で、グループホーム・ケアホーム入居者への支援(居住に要する費用の助成)を予定しています。 本市としては、この動向に注視しながら、グループホーム・ケアホーム入居者の利用者負担について研究していきます。	3 今後参考
30		「地域で支える」という理念は、あくまで理想としか思えない。現状把握を行い、早期の対策を願います。	計画では、障害者が地域生活の移行をするためには、地域での協力が必要不可欠であり、基本的視点として「地域で支えあう福祉の推進」を掲げています。この視点を実行していくために、住民と協働した施策展開を図っていきます。また、計画策定に当っては、障害当事者、障害当事者団体、障害福祉サービス事業者、市民の方々へのアンケート調査やヒヤリングを実施し、障害者やその介護者の現状把握を行いました。そして、アンケートやヒヤリングから得られた幅広い意見を基に策定作業を進めてきました。 障害者やその介護者の現状を把握するアンケート調査は、中間の見直しまで毎年、継続して実施する予定ですので、その結果を踏まえて今後の計画の見直しに反映していきます。	3 今後参考
31		市民・当事者アンケート調査によると、市民と障害者に意識のズレがある。市民は、障害者を「障害を持つ人」という先入観で、他者としての視点からみている。障害を有するものは弱者ではなく、健全者と等しく人間として豊かに生きる権利を有する存在。豊かな生活の実現のために、「どのような施策が必要か、何ができるのか」を考えていく必要がある。まずは、ふれあう機会を提供し、障害者と一体となり、人間としての尊厳を体をとおして感じ取り、わかりあうことができる一歩ではないか。行政はその支援が必要である。	障害者の理解促進のためには、研修やリーフレット作成だけでは、不十分であり、ご意見にあるとおり身を持って体験することが非常に重要だと考えます。市といたしましても障害者とふれあう機会を提供するために「ふれあいまつり開催事業」や「地域交流施設の開放」を行い、地域での障害者との交流機会の確保に努めてまいりましたが、アンケート結果からは、「直近で1年間に障害者と一緒に活動したことがある割合」は21%とまだまだ低い割合でした。 計画では、「直近の1年間に障害者と一緒に活動したことがある市民の割合」を成果指標に据え、5年後にはこの割合を26%以上を目指すとしています。今後は、この目標を達成するために、地域活動により障害者支援を実践している地域を参考としながら、また住民自治協議会とも連携を図りながら、地域での障害者との交流機会の拡充のため各種施策を推進していきます。	3 今後参考
32		改正障害者基本法で、法の改正が近年見込まれており、当然計画も国に沿った施策が盛り込まれるべきであるが、現状事業の継続に留まる事項が多く、障害者施策に物足りなさを感じざるを得ない。さらに踏み込んだ施策で、個々のニーズにあった支援が得られれば、障害者は健全者と同様に生活ができるようになるという前提に、計画の策定をお願いしたい。	障害者自立支援法の改正では、相談支援の充実、障害児支援の強化等が示され、今後、国から基本的な考え方が明示される予定になっていますので、市としても国の動向に注視をし、計画に反映していきたいと考えています。	3 今後参考